学園設置校の全学生および

顧問・監督・コーチ等 関係教職員 各位

学習支援センター

課外活動に関する規制の一部緩和について(通知)

学園の新型コロナウイルス感染症対策本部より 5月 21 日付けで出されました通知に基づき、課外活動に関する規制の一部緩和を行いますのでお知らせします。

1. 施行日時

令和2年5月25日(月)12:20より

※施行以前は現在の規制(活動と施設使用の全面禁止)に従ってください。

2. 活動について

(1) 強化指定部

強化指定部ガイドライン及び5月22日付けの通知に沿って活動してください。

(2) サークル、その他課外活動

学習支援センターに感染症防止対策を提出し、活動の許可を得てください。ただし、当面の間、学外における諸活動や対外試合、他校との合同練習等、他大学生や一般の方の活動への参加を禁止します。

- 3. 施設利用について (課外活動全体共通)
- (1) 利用の禁止(継続)

サークル共用室 211、212、213、トレーニングルーム、ダンスルーム、10 号館(第二体育館)のミーティングルーム 1 および 2

- (2) 学習支援センターによる許可を得ない利用の禁止
- 541 教室、921 教室
- (3) 複数人(2人以上)での立ち入りと利用の禁止

学友会室 214 および 215、2 号館 1 階のサークル用具室全室、3 号館の男女更衣室、サークル室 3-1~9 全室、10 号館(第二体育館)の男女更衣室、野球場・サッカー場の部室及び更衣室

4. その他について

- ・ 引き続き、マスクの着用、手洗いと手指消毒の徹底など、感染症に対する自衛をおこなってください。
- ・ 今般の連絡に反したことが認められた場合、その学生団体等の活動の中止を勧告する 場合があります。
- 不明な点については学習支援センターまでお問い合わせください。